

まちなかオープンスペースに係る固定資産税及び都市計画税の減免に関する要綱

令和6年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、土地利用制限の緩和等により多様な都市機能の集積や充実を図る「宮崎オープンシティまちづくり計画」の「まちなか投資倍増プロジェクト」による快適な歩行空間やにぎわい・交流が生まれる滞留空間の創出に寄与するものとして、「まちなかオープンスペースの認定等に関する基準」(以下「基準」という。)に基づき認定される土地の固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)の減免について、宮崎市市税条例(昭和30年宮崎市条例第23号)第72条第1項第4号の規定及び宮崎市固定資産税等減免取扱要綱に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) まちなかオープンスペース 基準により認定された土地をいう。
- (2) 敷地面積 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第1号に規定する敷地面積をいう。

(減免対象)

第3条 固定資産税等の減免は、まちなかオープンスペースに対して行う。

2 前項に規定する減免を申請することができる者は、まちなかオープンスペースの土地の所有者又は現に所有している者(相続人等)(以下「申請者」という。)とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合については、減免の対象としないものとする。

- (1) 申請者が市税等を滞納している場合
- (2) 申請者が不正な行為等により虚偽の申請を行った場合
- (3) その他市長が減免することが適当でないと認める場合

4 減免の対象とする土地の面積は、敷地面積の2分の1を上限(小数点第3位以下は切捨て)とする。なお、まちなかオープンスペースのうち市長が減免することが適当でないと認める面積は除く。

(減免の割合)

第4条 減免の割合は、まちなかオープンスペースの面積に課せられる固定資産税等の額の全額とする。

(減免期間)

第5条 減免の期間は、まちなかオープンスペースの整備が完了した日の属する年の翌年の1月1日(当該整備が完了した日が1月1日である場合には、同日。)を賦課期日とする年度から10年度分を限度とする。

(減免の申請)

第6条 申請者は、この要綱の定めるところに基づき固定資産税等の減免を受けようとするときは、毎年度減免申請書のほか、次に掲げる書類を添えて指定した期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 配置図及び平面図(まちなかオープンスペースの位置及び面積を表示した図面)
- (2) 納税確認同意書(様式第1)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(審査及び決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその申請に係る事項を審査、確認し、固定資産税・都市計画税 減免決定通知書により申請者に通知するものとする。

(委任)

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

